

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		第2回川島町総合教育会議
開 催 日 時		平成28年1月21日（木）
開 催 場 所		川島町役場 第2委員会室
議 題		(1) 教育大綱について (2) ①学校規模適正化基本方針（修正版） ②学校規模適正化計画（案）の報告
公開・非公開の別		公 開 ・ 非公開 ・ 一部非公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	構成員	飯島和夫町長・中村正宏教育長・深谷邦彦教育長職務代理・大野美寿代教育委員・菊池建太教育委員・福島彰教育委員
	事務局職員	石島一久課長・内野修一主幹・神田雅貴主査（以上政策推進課）、粕谷克己副教育長兼教育総務課長・坪内嘉夫主幹（以上教育総務課）、藤間隆課長（以上生涯学習課）
配 布 資 料		会議次第 資料1・2・3
審議会等の内容・概要		
<p>1 開 会</p> <p>（司会より会議の開催にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。会議録については、発言委員名を記載して公開する旨で構成員より了承を得る。）</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p><b>町 長</b>：本日の会議の議事については、個人情報 を 特 に 取 扱 っ て い な い の で 公 開 と し、会議録の作成は、発言者の名前は記載し、要点をまとめて記録する。最後に、会議録の署名は、大野委員を指名したい。</p> <p><b>教育委員</b>：異議なし</p>		

(1) 教育大綱について

(事務局にて、資料1を用いて説明)

**町長**：教育委員会でまとめた素案について質問をしたい。まず、全体構成は基本的なものがよいと考えるが、既に策定した市町村と比較するとどうか。

**教育総務課**：既に策定した市町村や埼玉県の大綱を参酌して作成した。埼玉県と同様に、首長のメッセージを前文に入れさせていただいた。

**町長**：「第5次川島町総合振興計画基本構想」及び「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、教育の基本理念である「広い空、水と緑に恵まれた輪中の郷で、たくましい心豊かな人づくり」を掲げるとあるが、どのような考え方から、この基本理念ができたのか。

**教育総務課**：「第5次川島町総合振興計画」の基本理念では、「人・自然・景観を大切にしたい魅力あふれるまちづくり」とある。そこで、自然・景観を大切にすることを、教育の基本理念にも取り入れるべく、「広い空、水と緑」という表現を用いた。

また、同じ総合振興計画の基本理念に「まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり」とある。そこで、町民が一体となった協働のまちづくりの考え方を、教育の基本理念にも取り入れた。また、川島町民憲章にある「かわじまを守る堤は、心のきずな」を基に、「輪中の郷」という表現を取り入れた。

さらに、「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「第5次川島町総合振興計画」(後期基本計画)のリーディングプロジェクトに位置付けられているが、戦略の一つである「川島町の未来を担う教育の充実」の中で、社会生活を送るために必要な能力・資質や、町へのさらなる愛着を持つ子どもを育てるとされている。これは、学習指導要領の目標である「生きる力」の育成と通じることもあることから、「生きる力」を、学力面でも体力面でも「たくましく、心豊かな人づくり」と分かりやすく表現した。なお、「5基本目標」についても、「第5次川島町総合振興計画」と「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図り策定をした。

(2) ①学校規模適正化基本方針(修正版)

②学校規模適正化計画(案)の報告

(事務局にて、資料2・3を用いて一括説明)

**町長**：教育委員会で議決された、これらの説明内容について、何点か質問をさせて

いただきたい。基本方針では「1学年あたりの学級数は複数、全学年の学級数は12～18学級とする」としているが、「1学年単学級であっても学級運営に支障のない程度の児童数が確保できること」と変更されている。単学級でも教育効果は上がるのか。

**教育総務課**：質の高い学力を身に付けるには、問題の解答を導き出す過程等を通じて様々な見方や考え方に触れることが必要と考えている。しかし小規模校の現状である1桁の人数のクラス規模では、様々な見方や考えに触れる機会が少なくなっている。単学級であっても20人程の人数が確保されていれば、例えば、4人の1グループが5～6つできるので、グループ内での議論、グループ間の発表を通じて、多様な見方や考え方に触れることが可能になると考えている。

また、算数の授業で平行四辺形の面積を求める際に、様々な面積の求め方に触れることができる。また、国語の詩句の授業でも、様々な考え方や感じ方に触れられるようになる。

**町長**：修正した基本方針では、小中一貫教育を見据えて段階的な2校統合するとなっているが、4校統合についてのご意見もあると伺っている。統合した2校を更に1校に統合することはあるのか。

**教育総務課**：アンケート結果において「4小学校を1校に統合することについて」の統合対象地区の保護者の回答は、「方針の通りでよい」という回答が48.2%で、半数を下回っている。また、財源的な面からも4つの小学校を1校に統合するのは負担が大きいこともわかっている。さらに、文部科学省が示している「小中一貫型 小学校・中学校」の設置が可能になることも見据え、今回段階的に2校統合に修正した。

今回の修正案の趣旨は、小規模校化の課題を早く解決するためのものである。段階的な2校の統合ではあるが、将来の児童数の推移も見据えていき、さらに将来、統合するかどうかを判断することになる。

**町長**：2校に統合するときは、編入ではなく、対等な統合になるのか。

**教育総務課**：統合の際には、まずは対象校の4校をすべて廃校とし、その後に統合を行う。

**町長**：川島町立小学校規模適正化計画（案）で、統合小学校の設置場所を客観的に決定したそうだが、今後このことについて保護者や住民の方々にどのように説明するのか。

**教育総務課**：統合校の設置場所については、教育委員会で「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」、「学校施設の整備状況」、「学校施設・周辺の安全・安心面」の3つの評価項目において、評価基準に照らして基準を満たすか否か、あるいは優位性を考察して決定している。

特に、修正前の基本方針（平成26年11月決定）の趣旨である「将来的には中学校に隣接又は敷地内に小学校を建設し、併せて小中一貫校としての機能を持たせる」ことを、次の段階の統合であることを見据えて、「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」を重視して決定している。統合対象校の保護者については1月31日（日）に、統合対象校の地域住民については、2月15日（月）～18日（木）にかけて、学校規模適正化計画（案）の説明会を開催する予定である。この説明を経たうえで、その後、2月に予定されている教育委員会定例会において、学校規模適正化計画を決定し、その後、総合教育会議にもこの計画を諮っていきたいと考えている。

**町長**：統合対象校の保護者、地域住民に丁寧に説明をしていただき、学校規模適正化計画を策定してほしい。また、学校統合後の跡地利用についても、旧役場庁舎の跡地利用とあわせて、住民の声を聞くために検討委員会を立ち上げる予定である。そのことは、説明時に話をしてほしい。

**事務局**：次回の総合教育会議は、2月に実施することによろしいか。

**町長・教育委員**：2月に開催願いたい。

4 閉 会

署

名

大野 兼野代

